

令和5年度射水市虐待防止ネットワーク会議 議事録

日時 令和5年9月28日(水)

午前10時～午前11時

場所 射水市役所本庁舎3階会議室302

1 議題

(1) 令和4年度射水市障がい者虐待防止センター事業報告

通報・相談事例

(2) 令和5年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について

2 質疑応答内容

(1) 令和4年度射水市障がい者虐待防止センター事業報告

通報・事例報告

委員：虐待者、被虐待者それぞれの主治医が注視していると思うが、主治医がどこでどのように認知し、関わっていたのか教えてほしい。

事務局：非虐待者側の主治医に対しては、病院のケースワーカーを通じて今回の件を報告し、定期受診の際に身体と精神面の状態の確認をお願いした。その際には身体的虐待の確認はできなかったため、家庭とサービス事業所で当面の間、様子を見ることとした。

虐待者の主治医に対しては、病院のケースワーカーと受診の付き添いをしている家族から現状の説明と本人の行動についての確認をお願いした。主治医からは、本人が否定している虐待について尋ねることはできないとの説明があり、今回、具体的な関わりはなかったが、今後の定期受診の際に、日常生活の中で他者に手を出してしまうことがないか聞き取りしてもらうよう依頼している。

委員：今回は、虐待に関する事実について事実確認をしながら支援を継続していた事例であり、今後も引き続き見守りが必要なケースであると考えている。

(2) 令和5年度射水市障がい者虐待防止センター事業の進捗状況について

委員：市では市民後見人をどのように活用されているのか、具体的な活動内容や事例があれば教えてほしい

事務局：本市における市民後見人の登録は、現在16名である。主な活動としては、呉西地区成年後見センターで受託している法人後見の支援員として、通帳管理の支援、お金の出し入れなどに協力していただく活動をお願いしている状況である。今後の

活動については呉西地区成年後見センターと一緒に協議をしながら、検討していきたい。

委員：後見制度は、後見、補佐、補助の制度があり、財産のチェックなど、代理行為が出来るもの出来ないものがある中で、障がい者が虐待に関係して財産に関する助けを求める、もしくはあると想定したうえで市民後見人の養成を行っているのか。財産に及ぶような虐待事例は資料では見受けられないが、そうした活動の事例はないのか。

事務局：この成年後見は、障がい分野と高齢者分野と併せて行っている。

市全体では、高齢者への支援が約 8 割から 9 割の状況である。

高齢者については、金銭的な搾取の事例があり、そこを確保するために、成年後見の市長申立を行い、第三者後見人をつけて、年金や財産を確保する取り組みなどを行う形も多い状況である。

障がい者については、これまで重度の虐待事例は、市内では把握していない。障がい者のケースは、本人の代理行為や施設の決定等を行う親族などがいない場合、市長申立を行う状況である。財産管理というより、身上監護部分での支援を主に行っている状況である。

委員：私が保佐人をしている事例である。

ある療育手帳保持者が家族から財産を搾取され、なかなか自立した生活を送ることができていなかった。家族が本人の給料を全部使い、ひもじい食生活を送っている中で、私が補佐人として関わることになった。

別の機会では、親族から勝手に名義を使われて、過大請求を受けることもあったので、金銭管理を軸とした支援を行っている。

今は、財産を蓄えることができおり、グループホームで生活している。悪い親族から搾取を受けた障がい者の事例を紹介した。

委員：単身の精神障がい者の金銭管理をする人が必要になったとき、どうしたらいいのか、対応の仕方を啓発してほしい。親族がいても、対応してもらえない場合もある。リーフレットなどで本人へ促していくことになると思うが、相談機関として、どこまで本人へ寄り添った支援をすべきか、成年後見制度の申立方法など

事務局：近年、地域でひとり暮らしをしている精神障がい者の方が親族からの支援を受けられず、日常生活や金銭管理ができずに困っているとの相談が増えていると感じている。成年後見の申立は、通常は親族が行うが、親族の同意が得られず申立ができない場合は、市長申立を行っている。

令和 4 年度につきましても、精神障がい者手帳を持っている一人暮らし方について市長申立を行い、後見人の選定をしていただいた。

個々の事情を確認しながら、申立が必要な場合で親族の同意が得られない場合には市長申立の対応を行いたい

委員：表面化されていないが、家族からの金銭搾取の事例は昔から見受けられてきた。
長期入院していた精神障がい者の家族へ、施設入所への移行について話をすると、金銭的な負担が増えることから抵抗されるケースが多い。障害年金の範囲内で、施設費用はまかなえることを説明するが、なかなか家族には理解されない。家族の認識を変えていく必要がある。そうした場合には、成年後見制度の利用の検討が必要ではないか。

委員：障害年金の収入額を超えるお金の使い方により、光熱水費が払えず生活が破綻し任意入院となったが、すぐ退院した事例がある。
病院のケースワーカーから、成年後見制度の活用を相談されているが、誇大妄想のある人はこの制度を利用できるのだろうか。
親族の関りがなく孤立無援の生活を送っている方に、こうした事例が多い。

委員：生活の評価を行い、妄想が治療で改善する可能性がある場合は、改善を待つことが必要だが、長期経過の方で治療による改善性が低い場合、改善する可能性が非常に低いことが予想される場合は、後見の対象になってくると思われる。
妄想のある人で通常の対応ができる場合でも、認知機能の低下による判断能力が乏しいということで後見の判定ができる場合もあるのではないかと。いずれにしても、医師の診察が必要となってくる。

委員：家族による意思決定支援ができていないケースが多くあると感じている。成年後見制度の利用につなげるまでに時間がかかっていることが課題である。迅速に進めていけるよう取り組んでいかなければならない。

委員：家族がなきあと、残された障がい者の生活はどうか心配である。そうした場合に成年後見制度を活用できるよう、関係機関の協力をお願いしたい。

委員：障がいのある子を持つ親で、既に後見人をつけている話をいくつか聞いている。高齢の親は、成年後見制度について真剣に考えている。
若い親に対しては、先ばかり考えず、現在の生活を大事にしてほしいと伝えている。

委員：障がい者の虐待は差別から起こると思っている。障がいのある人もない人も、お互いのことを理解してともに過ごせる地域にしていくことが必要ではないか。

委員：虐待には潜在性があり、なかなか周りに人は気づきにくいと、関係機関が色々な情報を共有していくことで気づくケースもあるのではないかと。虐待が発覚した際に大きな事案になっていることもある。関係機関が情報共有を図り、虐待被害が発生する前に未然に防止することが一番大事だと思っている。

委員：成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度がある。
法定後見の分野は家庭裁判所によって専任される制度、任意後見の分野は後見契

約の制度である。

法定後見制度は、高齢者の利用が高いという説明もあったが、一方で、精神疾患のある方は法定後見制度が利用されているケースもあった。

任意後見の利用により障がい者が自立することで、虐待を未然に防ぐことにつながるのではないか。

委員：虐待事案が発生したときに、各関係機関が個人情報の範囲内で情報共有していくことは大事である。こうした会議などを利用して、情報共有できる体制づくりをしていく必要がある。

委員：虐待を防止する観点が非常に重要である。

この会議では、虐待が起きた後の対処というよりは未然に防ぐことについて協議し、皆様にはその活動を続けていただきたい。